

国民年金からのお知らせ

1. 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

2. 対象者

- *平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- *昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

3. 支給額

1級：月額5万円（2級の1.25倍）

2級：月額4万円

*支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。

*所得によって支給制限となる場合があります。

*老齢年金等を支給されている場合は、支給制限があります。

*支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取れます。ただし、初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に支払われることがあります。



4. 窓口

*請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。

*障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行ないます。

5. 注意事項

*給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給します。

（4月に請求した場合、5月から支払額の計算をします。請求が遅れた場合、さかのぼって支給することはできません。）

*障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数カ月必要となります。

6. 問い合わせ窓口

加治木社会保険事務所 0995-62-3511

鹿児島社会保険事務局 099-812-0166

3月10日（木）は、年金相談です。午前10時から午後3時まで1階和室にて行います。

保健所と県福祉事務所 移転のお知らせ

現在の加治木保健所と隼人保健所が平成17年3月31日限りで廃止され、『始良保健所』として統合され業務を開始します。

また、現在加治木合同庁舎内にある『始良福祉事務所』が始良保健所と同じ新庁舎に移転します。

この始良保健所と始良福祉事務所の新庁舎は、隼人町松永（隼人町立医師会医療センターとなり）に現在整備中で、新庁舎での業務開始は平成17年4月1日からの予定です。

